

ご自宅の防犯対策を支援します！

～市貝町家庭用防犯対策事業費補助金～

※本事業には物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

既存住宅に新たに防犯対策を行った方に対し補助を行います。

※店舗部分への設置やアパート、貸家は対象外です。

補助金の対象となる防犯対策

防犯フィルム

ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼付し防犯効果を高め、窓ガラスの破壊を防ぎます。

面格子

窓ガラスの破壊や扉をこじ開けるのを防ぎます。

センサー付きライト センサー付きアラーム

人の動きを感知してライトが点灯するセンサー付きライトや、音が鳴るアラームを、死角になる場所に設置すると効果的です。

補助錠

侵入に時間を要するため、泥棒は嫌がります。

カメラ付きインターホン

訪問者を屋内から確認することができ、見知らぬ人が訪ねてきてもドア越しに対応できます。

ガードプレート

ドアとドア枠の隙間をなくし、工具の差し込みを避け、ドア錠の破壊を防ぎます。

防犯砂利

歩くと音が鳴り、不審者の侵入を知らせます。玄関前や窓の下に敷くと効果的です。

防犯カメラ

犯罪の未然防止に効果的です。住宅の敷地内（屋外）に設置したものに限り、撮影範囲は住宅の敷地内であり、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、その所有者等に事前に説明を行って同意を得る必要があります。また、防犯カメラを設置している旨の表示を行ってください。

対象となる方

市貝町に住所を有する方で、防犯対策を行う住宅の所有者又は所有者と同一世帯に属する方
※世帯全員の町税等に滞納がないこと。申請は各世帯1回限り。1住宅につき、1回限り。

補助額

購入費の1/2以内（100円未満切捨）・**上限50,000円**

※ 設置した日から6か月以内に申請してください。ただし、**令和8年10月以降に購入したものに限り**ます。（中古品、リース品等は対象外）

防犯対策を 購入・設置



申請



交付決定

補助対象

令和8年10月以降に購入し、設置した以下の防犯対策強化（設置に必要最低限の器具及び工事費含む）について補助します。

- ・ 防犯カメラ及びその映像確認・録画のための機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等除く。保存のためのSDカード、ハードディスク等含む。）
- ・ 補助錠
- ・ ガードプレート
- ・ 防犯フィルム
- ・ 面格子
- ・ センサー付きライト
- ・ センサー付きアラーム
- ・ カメラ付きインターホン
- ・ 防犯砂利

必要書類

- (1) 申請書兼請求書
- (2) 防犯対策の経費がわかるもの（領収書の写し等）
- (3) 防犯対策の概要がわかるもの（取扱説明書の写し等）
- (4) 防犯対策を実施した箇所の状況がわかる写真
 - ・ 設置箇所をアップで撮影したもの1枚
 - ・ 設置箇所かつ住宅全体が映っているもの1枚
 - ・ 防犯カメラの場合は、防犯カメラを設置している旨の表示箇所が映った写真1枚を併せて提出のこと。
- (5) 振込先口座の通帳の写し

防犯カメラの場合は

- (6) 防犯カメラの適正な設置及び運用に関する誓約書

敷地外の住居が防犯カメラに映ってしまう場合は

- (7) 住居等の全部または一部が防犯カメラの撮影対象区域内に入る住民等の同意書

※(1)申請書兼請求書、(6)誓約書、(7)同意書は総務課消防交通係で配布。町HPからもダウンロード可能。

書類を総務課 消防交通係へ提出

窓口へ持参（受付時間は平日8：30～17：15）または郵送にて提出。

町ホームページは
こちら



申請書兼請求書に書かれた連絡先へ
交付決定通知を送付します。